

平成18年12月14日  
財団法人日本容器包装リサイクル協会

平成18年度PETボトル有償入札に伴う再商品化委託料金の取扱について

使用済みPETボトルの有償入札の実施により、平成18年度のPETボトル事業部収支は当初予算とは異なり、現時点で24億円程度の大規模な余剰金の発生が見込まれております。余剰精算金は、翌年度の予定委託料金と相殺される契約になっておりますが、今年度のPETボトルの余剰金は、極めて多額であることから、平成19年度の予定委託料金と相殺せず、平成19年3月末に、余剰見込額をキャッシュフローベースで特定事業者へ返還する意向です。その背景・余剰見込額・対応方針等は以下のとおりです。

1. 平成18年度PETボトル事業会計における大幅余剰金の発生の背景並びに対応方針

平成18年度予算を策定した平成17年9月頃は、有償入札の実施はまだ未決定であったため、再商品化事業者からの収入も予算計上しておりません。しかしながら、有償入札の導入が決まり、その後の有償入札による落札結果から、再商品化事業者からの収入が約25億円と見込まれています。この資金は、国の指導により、全額（消費税相当額は除く）市町村へ拠出されることとなりますが、逆有償入札が極めて少なくなった結果、協会から再商品化事業者への支払が約2億円と大幅に減少するため、以下の＜表1＞に見られるように24億円程度の余剰金が発生する見込みです。

＜表1＞平成18年度PETボトル事業会計の収支予算・見込み（単位：億円）

	当初予算	収支見込み
特定事業者再商品化受託料収入	26	27
再商品化事業者からの委託収入	0	25
収入合計(A)	26	52
再商品化事業者宛委託料支出	22	2
市町村拠出支出	0	22
その他経費支出	4	4
支出合計(B)	26	28
余剰金(A) - (B)	0	24

再商品化事業者からの委託収入25億円（月平均約2億円の収入）については、18年4月から19年2月までの各月の再商品化実績分につき、それぞれ1ヶ月のタイムラグの後、18年5月から19年3月末までの間に総額23億円が実収ベースで入金され、19年3月分の再商品化実績分2億円は、1ヶ月のタイムラグをおき、翌月の平成19年4月

末日に入金されることとなります。(この4月に入金される2億円は、18年度の未収金として処理され、18年度の委託収入として計上されます。)

一方、市町村に対しては、この25億円の収入に起因し、翌年度納税する消費税相当額約1億円を除いた金額約24億円が拠出されることとなります。平成18年度に関しては、1回目の拠出を3月末に、2回目の拠出を19年5月末に実施することが関係行政機関との合意事項になっております。この合意により24億円のうち22億円が19年3月末に、残りの2億円が翌期の19年5月末に市町村に拠出されることになる見込みですが、平成18年度決算における市町村拠出額は、期末の時点で支払いが完了している22億円となります。(市町村への拠出は、再商品化事業者からの入金を確認して実収分を拠出すること、並びに寄附金という資金の性格上、19年5月に拠出する2億円を18年度の未払金として処理することが税法上認められていないため、平成18年度の市町村拠出額としては、19年3月末に支払う22億円となります。)

このような事情から、下の表2にお示ししたとおり、年度内に拠出されなかった2億円並びに消費税相当額1億円の合計3億円は、平成18年度の決算では支出されず、期の改まった平成19年度の支出として計上されます。有償入札に係る資金フローに限定すると、この3億円が平成18年度の収支差額として発生しますが、これを繰越金として処理した場合、収支同額であることを前提として、税務当局が当協会に対し与えている「実費弁償」の認定が取り消される懸念も出ております。

従って当協会では、この3億円は翌期に繰り越さず、一旦、特定事業者との精算に充当し、同額を平成19年度の支出予算に計上のうえ、再商品化受託料金として徴収し、19年度の消費税支出・市町村拠出金に充当することで対応したいと考えております。

<表2>平成18年度のPETボトル有償入札に限定した資金フローの見込み(単位:億円)

	平成18年度のフロー	平成19年度のフロー
再商品化事業者からの委託収入(A)	25	0
市町村拠出金支出(B)	22	2
消費税支出(C)	0	1
収支差額(A) - (B) - (C)	3	3

## 2. 見込まれる余剰金等の取扱について

前述のように、平成18年度のPETボトル事業会計に関しては、現時点で24億円の余剰金の発生が見込まれています。

当協会では、18年度にPETボトル事業会計で見込まれる余剰金をキャッシュフローベースで年度末(平成19年3月末)に特定事業者に返還するとともに、平成17年度にPETボトルを

申し込んだ特定事業者で、平成17年度の精算金が18年度の予定委託料金と相殺しきれずに繰り越されている特定事業者に対しては、この繰越精算金に関しても、年度末に同時に返還することで対応の意向です。

なお、この返還の取扱は、あくまでPETボトルに限定した措置であり、ガラス、紙、プラスチックの3素材に関する委託料金の返還はございません。

### 3. 返還の具体的スキーム

平成19年1月末頃に、その時点でのPETボトル事業会計の収支見込みを行い、見込まれる余剰金総額を平成18年度のPETボトル委託料金総額で除し、返還率を求める。この返還率を個々の特定事業者の18年度PETボトル予定委託料金に乘じ返還金を算出します。(返還率の設定は、当協会に一任いただくことで検討しております。)

(返還金計算方法)

18年度に見込まれるPETボトルの余剰金額 / PETボトルの予定委託料金総額 = 返還率

個々の特定事業者のPETボトル予定委託料金 × 返還率 = 個々の特定事業者への返還金

上記計算において算出した返還金額を周知するため、当協会は2月上旬頃に対象特定事業者(平成18年度の委託料金を完納している事業者)に対し、委託料金返還通知書並びに委託料金返還用の銀行口座登録申請書を送付します。更に平成17年度にPETボトルの再商品化を申し込んだ特定事業者で、平成17年度の繰越精算金が残っている特定事業者に対しては、繰越精算金返還通知も同時に行います。

返還は、返送された銀行口座登録申請書に記載の特定事業者銀行口座に対し、年度末の平成19年3月末に振り込みすることでお支払いすることを予定しています。

この返還により、平成18年度期末の余剰金はゼロに近い金額になると思われませんが、本決算で発生する過不足については、従来行ってきた本決算に基づく期末精算を改めて行い、それにより発生する精算金は、平成19年7月末支払いの平成19年度予定委託料金と加減調整することになります。

### 4. 返還後の特定事業者の税務処理について

特定事業者が当協会に支払う再商品化委託料金は、「支出した日の属する事業年度の損金として処理される」ことになっておりますが、返還された18年度委託料金、17年度の繰越精算金は、「返還された日の属する事業年度の益金」として処理していただくこととなります。

以上